
騒音・振動関係の届出 及び規制の手引き

(建設作業編)

建設工事に伴って発生する騒音及び振動による公害を防止し、生活環境を保全し、人の健康を保護するため、著しい騒音・振動を発生する作業（以下「特定建設作業」という。）について「騒音規制法」、「振動規制法」及び「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による、種々の規制があります。

このリーフレットは、特定建設作業に関する騒音・振動の届出等にあたっての手引きとなるよう作成したものです。

規制対象地域

(1) 騒音規制法・振動規制法

名古屋市全域

ただし、都市計画法で定められた工業専用地域を除きます。

(2) 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

名古屋市全域

ただし、騒音規制法、振動規制法の規制対象地域内において、法対象の特定建設作業が行われる場合を除きます。(条例施行細則第 34 条) (次表参照)

特定建設作業の種類及び規制に関する基準

次表参照

特定建設作業の届出

- (1) 届出は、元請業者が、特定建設作業を開始する 7 日前までに、建設現場の所在する区を管轄する公害対策担当へ提出してください。届出用紙は、市公式ウェブサイトからダウンロードしていただく他、公害対策担当窓口でもお渡しできます。(「届出上の注意」を参照)
- (2) 特定建設作業が 2 以上の区にまたがる場合は、いずれかの区を管轄する公害対策担当へ届出をしてください。(担当区については最後のページをご覧ください)
- (3) 特定建設作業がその作業を開始した日に完了するものは、届出の必要はありません。

名古屋市環境局

特定建設作業の種類

(法施行令第2条別表第2, 条例施行細則第34条別表第12)

騒音規制法	条例	騒音特定建設作業
1	△1	○くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	△2	○びょう打機を使用する作業
3	△3	○さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	△4	○空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつてその原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	△5	○コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	△6	○バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	△7	○トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	△8	○ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業
	△6	○鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鋼球を使用して解体し、又は破壊する作業
	△7	○コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業
	△8	○コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
	△9	○ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・スクレイパ・トラクターショベルを用いる作業 ○上記以外でこれらに類する機械（原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業
	△10	○ロードローラー・振動ローラー又はてん圧機を用いる作業

(法施行令第2条別表第2, 条例施行細則第34条別表第12)

振動規制法	条例	振動特定建設作業
1	△1	○くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	△2	○鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	△3	○舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	△4	○ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

- (注) 1. くい打機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチムハンマ・ドロップハンマ・パイプロハンマ等があり、人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。また圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。なお、アースオーガーを併用して行うくい打機等を使用する作業は、騒音関係では届出対象外であるが振動関係では届出対象となる。
2. びょう打機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。ただし、インパクトレンチ等は対象外である。
3. さく岩機には、ドリフタ・レグドリル・ストーパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレーカー・コールピックハンマ等がある。
4. 舗装版破碎機は、錘を持ち上げ、それを落下させて舗装版を破碎する専用機である。
5. バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーを使用する作業で、法・条例対象の建設機械を複数使用する場合には、法・条例別に届出が必要である。
《例》 バックホウ、80kWと60kWを使用する作業の場合→法△6、条例△9の届出が必要
6. 環境大臣が指定する、平成9年からの新基準に適合している低騒音型及び超低騒音型の建設機械（バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザー）を使用する作業は、法の届出対象からは除かれるが、条例の届出対象となる。
7. 条例△9の「上記以外でこれらに類する機械」とは、バックホウのアタッチメントを変更することにより、異なる使用をするもの（例：木ばさみ、スケルトン等）も含む。
8. 法と条例で同じ作業が規定されている場合は、工業専用地域での作業を除き、法のみが適用される。

規制に関する基準

（騒音規制法：昭和41年厚生省・建設省告示第1号，振動規制法：法施行規則第11条別表第1，環境保全条例：条例施行細則第36条別表第14）

規制の種別	地域の区分	騒音	振動
基準値	①②③	85デシベル	75デシベル
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと	
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと	
* 1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと	
	②	14時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと	
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと	

- (注) 1. 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界での値
 2. 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
 3. ①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域
 イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
 ②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）
 ③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

届出をするとき・届出書を記入するときの注意事項

- (1) 届出者（法第14条及び法施行規則第10条，条例第37条及び条例施行細則第35条）
 届出者の欄には、建設工事を行う元請業者の住所、氏名を記入してください。
 共同企業体の場合には、当該共同企業体協定書に定める名称、代表者名を記入してください。
- (2) 届出期限（法第14条，条例第37条）
 届出は、特定建設作業の開始の7日前までに行うことが必要です。
 (注) 7日前までとは、特定建設作業を開始する日の前日を第1日目としてさかのぼり、8日目に相当する日までですので注意してください。
 (例) 5日、6日、7日、8日、9日、10日、11日、12日、13日
 (届出日) ↑ 中7日 ↓ (開始日)

- (3) 届出書
 届出書は、法、条例に基づく実施届出書のほか、届出事項の変更についても定めがあります。
- ア 実施届出書
 建設作業の実施場所ごとに届出をお願いします。該当するすべての作業の種類について番号を○で囲んで下さい。
- イ 届出事項の変更に係る手続き
 工事期間の延長、作業時間の変更等が必要な場合には、その都度速やかに届出を行ってください。（作業の種類が変わる場合は新たな届出が必要になります。）
- ウ 添付書類
 作業現場ごとに、付近見取図及び工事の工程表を別に添付してください。工程表については、作業の種類ごとに記入した実施期間と整合させてください。
- エ 提出部数等
 正本とその写しの計2部を提出してください。届出者において複写したものを写しとして使用しても差し支えありません。

(例)

特定建設作業実施届出書				
名古屋市長 様		平成28年 9月 20日		
届出者 住所 名古屋市〇〇区△△町〇		法人にあっては、代表者印を押印してください。		
郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇				
名称 名古屋建設株式会社				
代表者氏名 代表取締役 名古屋太郎		印		
電話 (〇〇〇) △△△△ 番				
騒音規制法第14条第1項(第2項) 特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。				
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第37条第1項(第2項)				
建設工事の名称	〇△マンション新築工事			
建設工事の目的に係る施設または工作物の種類	鉄筋コンクリート4階建	床面積	600㎡	
		延面積	2,400㎡	
特定建設作業の種類	(騒音)法 1 2 ③ 4 5 6 7 8 条例1 2 3 4 5 6 ⑦ 8 ⑨ 10 (振動)法 ① 2 3 ④ 条例 1 2 3 4			
特定建設作業に使用される騒音規制法、振動規制法、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に規定する機械の名称、型式及び仕様	別紙のとおり			
特定建設作業の場所	名古屋市〇〇区△△町〇丁目△番地			
特定建設作業の実施の期間	平成 年 月 日から	別紙のとおり		
	平成 年 月 日まで	日間		
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	別紙のとおり 時から	時まで		時間
騒音・振動の防止の方法	別紙のとおり			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	名古屋市〇〇区△△×丁目△番地 〇△株式会社 代表取締役 〇〇△△ 電話番号 (〇〇〇-△△△△)			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 △△〇〇 電話番号 (△△△-〇〇〇〇)			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	別紙のとおり 電話番号 ()			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	別紙のとおり 電話番号 ()			
※ 受理年月日	年 月 日			
※ 審査結果				

- 備考 1 特定建設作業の種類欄には、実施する作業の番号（騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行規則別表第12または別表第13に掲げる作業の種類番号）を〇印で囲んでください。
- 2 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業しない日を明示してください。
- 3 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄に記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてください。
- 4 ※印の欄には、記載しないでください。
- 5 用紙の大きさは日本工業規格A4とします。
- 6 届出は、中7日前までに行ってください。
- 7 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

別紙

特定建設作業の種類		騒音(法・条例) 振動(法)条例 1	騒音(法)条例 3 振動(法)条例 4	騒音(法)条例 9 振動(法・条例)
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様		ドロップハンマー (アースオーガー併用) A社製 D-60H	ジャイアントプレーカー B社製 H-6X 600 kg級	バックホウ E社製 SK50(低騒音型) バケット0.2m ³ 定格出力 40kw
特定建設作業の実施の期間		平成 28 年 10 月 22 日から 平成 28 年 11 月 9 日まで18 日間	平成 28 年 10 月 1 日から 平成 29 年 3 月 30 日まで181 日間	平成 28 年 10 月 1 日から 平成 29 年 3 月 30 日まで181 日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻		作業開始 午前9 時から 作業終了 午後4 時まで 実働時間 5 時間 作業日 *1 10 日	作業開始 午前8 時から 作業終了 午後5 時まで 実働時間 8 時間 作業日 *1 30 日	作業開始 午前8 時から 作業終了 午後5 時まで 実働時間 8 時間 作業日 *1 60 日
騒音・振動の防止の方法		・できる限り打撃回数を減らす。 ・ハンマー落下長を短くする。	・防音カバーをつける。 ・できる限り打撃回数を減らす。	・低騒音型機械を使用する。 ・無理な負荷をかけないようにする。
下請負人が特定建設作業を実施する場合	下請負人の氏名または名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	名古屋市〇区△△通〇丁目△番 〇〇建設㈱ 代表取締役 〇〇△△ 電話番号〇〇〇-△△△△	名古屋市〇区△△通〇丁目△番 〇〇建設㈱ 代表取締役 〇〇△△ 電話番号〇〇〇-△△△△	名古屋市〇区△△通〇丁目△番 〇〇建設㈱ 代表取締役 〇〇△△ 電話番号〇〇〇-△△△△
	下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所	〇〇 △△△ 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 △×△ 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 △×△ 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇
特定建設作業の種類		騒音(法・条例) 9 振動(法・条例)	騒音(法)条例 9 振動(法・条例)	騒音(法)条例 7 振動(法・条例)
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様		トラクターショベル D社製 LK80(低騒音型) バケット0.8m ³ 定格出力 80kw	木ばさみ 本体定格出力 80kw	コンクリートミキサー車 C社製 3m ³
特定建設作業の実施の期間		平成 28 年 10 月 1 日から 平成 29 年 3 月 30 日まで181 日間	平成 28 年 10 月 1 日から 平成 28 年 10 月 30 日まで30 日間	平成 28 年 11 月 19 日から 平成 29 年 3 月 8 日まで110 日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻		作業開始 午前8 時から 作業終了 午後5 時まで 実働時間 8 時間 作業日 *1 60 日	作業開始 午前8 時から 作業終了 午後5 時まで 実働時間 8 時間 作業日 *1 10 日	作業開始 午前8 時から 作業終了 午後5 時まで 実働時間 8 時間 作業日 *1 60 日
騒音・振動の防止の方法		・低騒音型機械を使用する。 ・無理な負荷をかけないようにする。	・低騒音型機械を使用する。 ・無理な負荷をかけないようにする。	・エンジンの空ぶかしをしない。
下請負人が特定建設作業を実施する場合	下請負人の氏名または名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	名古屋市〇区△△通〇丁目△番 〇〇建設㈱ 代表取締役 〇〇△△ 電話番号〇〇〇-△△△△	名古屋市〇区△△通〇丁目△番 〇〇建設㈱ 代表取締役 〇〇△△ 電話番号〇〇〇-△△△△	名古屋市〇区△町〇丁目△番地 △〇生コン㈱ 代表取締役 △〇△〇 電話番号〇△〇-△△△△
	下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所	〇〇 △×△ 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇 △×△ 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇	〇△〇 △△△ 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇
備考 *1 作業日は、日曜・休日を除く。 *2 騒音・振動の防止の方法は、作業ごとの防止の他、敷地の周囲を高さ5mの防音パネルで囲う。				

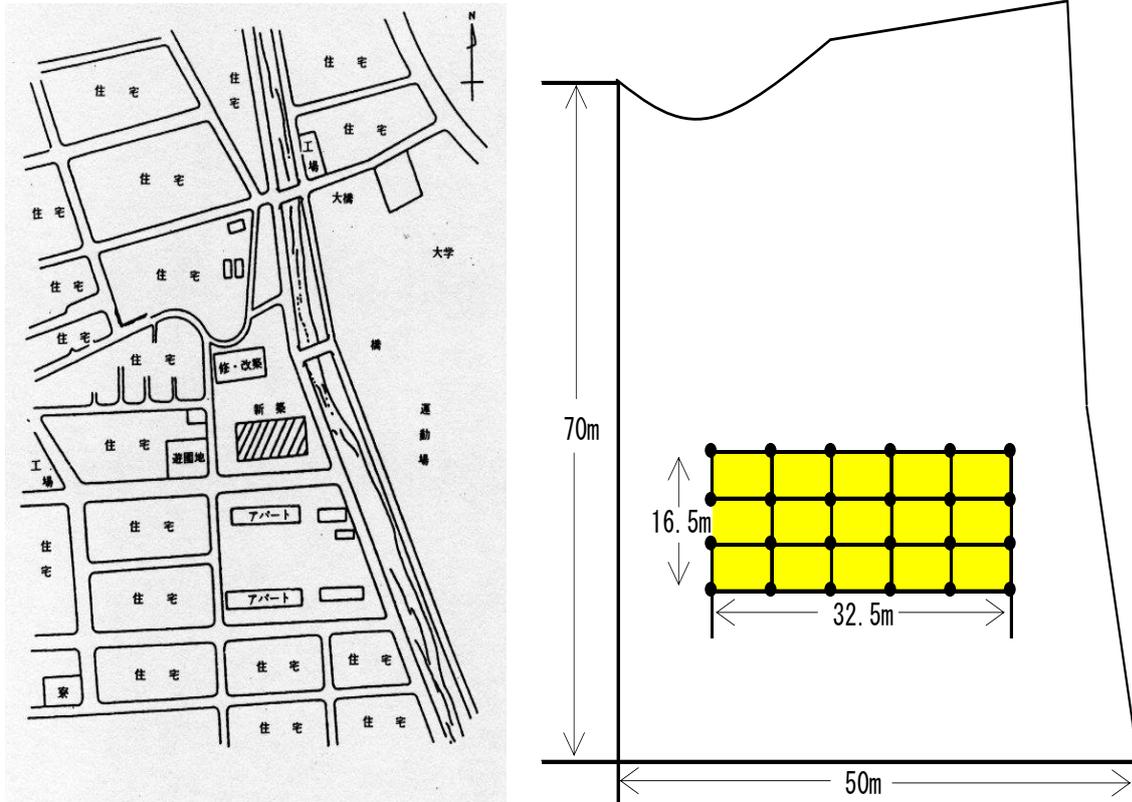
(注) 特定建設作業の種類は、騒音の規制を受ける作業は“騒音”の右側、振動の規制を受ける作業は“振動”の右側に騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行規則別表第12又は別表第13に掲げる作業の種類を記載すること。

届出者名称 名古屋建設(株)
建設工事の名称 ○△マンション新築工事

○添付書類

(法第 14 条第 3 項, 法施行規則第 10 条第 3 項, 条例第 37 条第 3 項, 条例施行細則第 34 条第 3 項)

付近の見取図 (敷地境界から 100m の範囲) 敷地・くい打現場



作業工程表

件名 ○△マンション新築工事

事項	工期	平成 28 年 10 月	11 月	12 月	平成 29 年 1 月	2 月	3 月
仮設工事		↔					
はつり工事		↔					↔
土工事		掘削 ↔	↔				↔
抗打工事			↔				
コンクリート工事			基礎 ↔	1F ↔	2F ↔ 3F ↔	4F ↔ RF ↔	

環境保全設備資金融資について

名古屋市では、中小企業の方々が、公害の防止その他の環境保全対策を実施するために必要な資金を長期かつ低金利で融資する「環境保全設備資金融資」を実施しています。この融資を受けられた方には、支払った利子に対して、名古屋市が全額または半額の利子補助を行います。

詳しくは環境局大気環境対策課（☎972-2674）までお問い合わせください。

名古屋市公式ウェブサイト

(<http://www.city.nagoya.jp>)

資金融資

サイト内検索

届出・ご相談・お問い合わせ先

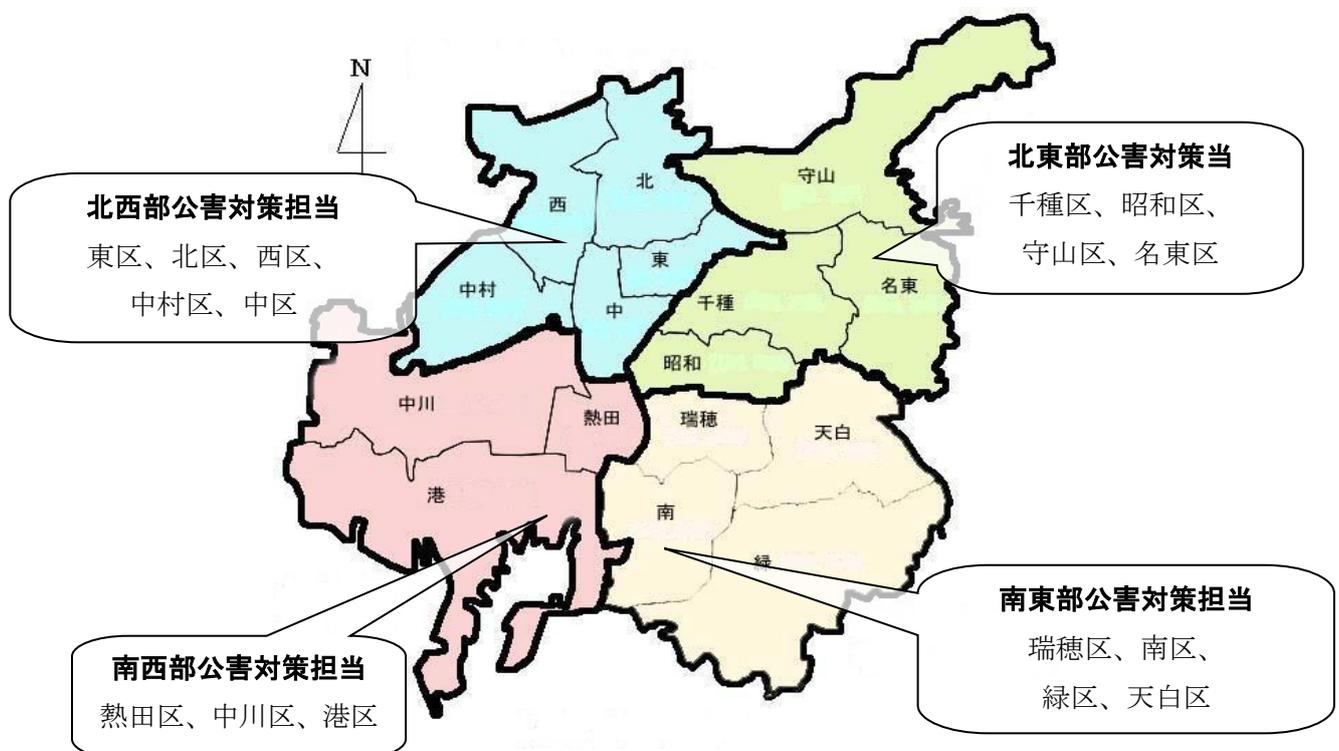
(市外局番052)

○北東部公害対策担当 (担当区：千種・昭和・守山・名東)	名東区上社二丁目 50 (名東区役所 1 階)	☎ 778-3108 FAX 778-3110
○北西部公害対策担当 (担当区：東・北・西・中村・中)	西区花の木二丁目 18-1 (西区役所 2 階)	☎ 523-4613 FAX 523-4634
○南東部公害対策担当 (担当区：瑞穂・南・緑・天白)	南区前浜通 3-10 (南区役所 2 階)	☎ 823-9422 FAX 823-9425
○南西部公害対策担当 (担当区：熱田・中川・港)	港区港栄二丁目 2-1 (港保健所 3 階)	☎ 651-6493 FAX 651-5144

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課

☎972-2674 (直通)

FAX 972-4155



届出書等は

名古屋市公式ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードできます。

特定建設 届出

サイト内検索

建設工事の発注者・届出者の皆様へ

建設・解体工事においては、工事に伴う騒音、振動、粉じん、工事車両の通行等により、近隣住民の方々にご迷惑をかけることとなります。

しかし、それらの多くは、事前に適切な対策を講ずれば被害を未然に防止することが可能です。

発注者・届出者の皆様におかれましては、法律・条例等を遵守するとともに、以下の点に十分に配慮して、工事に着手していただきますようよろしくお願いいたします。

☆ **工事現場の周辺住民に対して、あらかじめ工事の概要、作業時間、騒音・振動対策等について説明してください。**

☆ **騒音・振動の発生状況を常時監視し、近隣住民からの苦情・要望等には迅速かつ誠実に対応してください。**

- 工事計画の策定にあたっては、現場周辺の状況等を調査のうえ、できる限り低騒音・低振動の工法及び建設重機を採用するとともに、十分な騒音・振動対策等を行ってください。
- 下請業者を使用して工事を施工する場合には、その作業内容を十分に把握し、騒音・振動対策等について指導してください。
- 機材や土砂石の運搬等のために大型車を運行する場合には、通行経路、通行時間を十分検討してください。
- 工事現場以外に資材・残土を設ける場合は、周辺の環境保全についても十分検討してください。（工事現場以外の資材・残土置き場において建設重機を使用する際には、その敷地境界において別に定める基準がかかります。）
- 解体等工事を施工する場合は、当該工事が特定工事（石綿を除去等する作業を伴う工事）に該当するか否かを、図面や目視、石綿の含有分析等により事前に調査してください。
- 解体等工事が特定工事に該当するか否か事前に調査した結果を発注者に書面で説明するとともに、当該工事の開始の日までに公衆が見やすい場所に掲示してください。
- 地下水のゆう出を伴う掘削工事においては、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積が 78 cm^2 を超える場合には、届出が必要になります。詳細は、前頁の各公害対策担当へお問い合わせください。
- 河川等の公共用水域に工事の際に出る排水を排出するときには、排水処理を行ってください。

特定建設作業実施届出時 石綿（アスベスト）に関するチェックシート

建築物その他工作物（建築物等）を解体し、改造し、又は補修をする作業を伴う建設工事を行う前に、石綿に関する事前調査を行うことが、大気汚染防止法により発注者又は自主施工者に義務付けられています。本件は、解体・改修作業を行う際に必要な石綿の事前調査内容に関するチェック項目です。

工事名称			
所在地			
届出者名			
担当者名		連絡先	()

1 当該工事は、解体・改修を伴う工事か。 はい いいえ（以降の記入不要）

2 工事を行う建築物等の構造は何か。

木造 S造（重） S造（軽） RC造 SRC造 その他（ ）

3 工事を行う建築物等の*竣工年月はいつか。

昭和・平成・その他（ ） 年 月

※当該工事が「平成18年9月1日以降に設置、改造又は補修工事に着手した建築物等」の解体・改修である場合、以降の記入は不要です。

4 建築物等には、耐火や断熱等のための吹付け材や保温材、断熱材の使用があったか。

はい いいえ

5 石綿の使用状況について調査を行ったか。 はい いいえ

〔石綿とは、石綿0.1重量%を超えて含有する建築材料を指します。〕

すみやかに調査を行い、発注者に書面にて結果を説明してください。

6 石綿の使用状況はどのような方法で調査したか。

図面等の書類

目視（全ての階の天井及び天井裏、壁、階段裏、機械室、立体駐車場の天井、柱、梁、カーテンウォールの裏など）

含有分析（分析結果の写しを添付してください）

→ *6種類の石綿を対象に調査を行ったか。 はい いいえ

※クリソタイト（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロソライト（青石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト

7 石綿の使用状況を調査した結果はどうだったか。

石綿の使用はなかった

石綿含有吹付け材があった

石綿含有断熱材、保温材または耐火被覆材があった

石綿含有成形板があった → 湿潤化し手ばらしするなど、飛散防止対策に注意すること。

作業区画の隔離を行う中14日前までに大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」を提出してください。（大気汚染防止法第18条の15）

8 発注者に対して、上記5～7の調査結果を書面で説明し、また、事前調査結果を当該工事現場の、公衆に見やすい場所に看板で掲示する準備をしているか。

発注者へ書面で説明し、掲示の準備をしている

発注者へ書面で説明のみ行った

掲示の準備のみしている

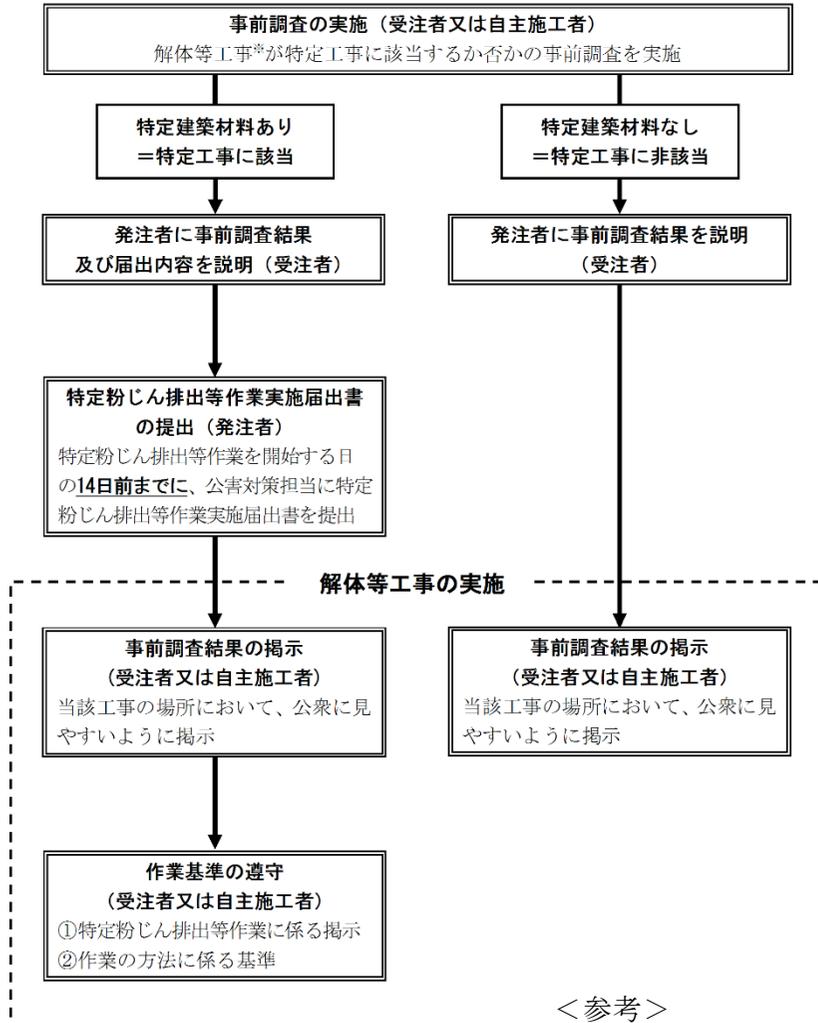
今後実施する予定

発注者への書面説明と、調査結果の見やすい場所への掲示は、法律で義務付けられています。必ず実施してください。（大気汚染防止法第18条の17）

石綿飛散防止対策の強化を図るため、大気汚染防止法が改正され、平成 26 年 6 月 1 日に施行されました。

建築物その他工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修をする作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を行う前に、事前調査を行うことが受注者又は自主施工者に義務付けられました。また、事前調査結果の説明や掲示が義務付けられました。

1 解体等工事を行う場合の手続きの流れ



※「平成18年9月1日以降に設置工事に着手した建築物等」及び「建築物のうち、平成18年9月1日以降に改造又は補修工事に着手した部分」を解体し、改造し、又は補修するものを除きます。

2 事前調査の実施及び結果の説明・掲示（大気汚染防止法第18条の17）

解体等工事の受注者は、当該工事が特定工事に該当するかどうかを図面や日視、石綿の含有分析等により事前に調査し、その結果を発注者に書面で説明するとともに、当該工事の開始の日までに公衆に見やすい場所に掲示しなければなりません。

調査項目	①吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材の使用の有無の判定と使用箇所の現場確認 ②届出要件の確認 ③その他石綿等（成形板等）の使用の有無の調査
説明事項	①調査を終了した年月日 ②調査の方法 ③調査の結果 <当該工事が特定工事に該当する場合は以下の事項も説明しなければなりません> ④特定粉じん排出等作業の種類 ⑤特定粉じん排出等作業の実施期間 ⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類、使用箇所及び使用面積 ⑦特定粉じん排出等作業の方法 ⑧その他の施行規則に定める事項
掲示内容	①調査の結果 ②調査を行った者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、住所及び代表者の氏名） ③調査を終了した年月日 ④調査の方法 <当該工事が特定工事に該当する場合は以下の項目も掲示しなければなりません> ⑤特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

3 特定粉じん排出等作業の届出（大気汚染防止法第18条の15）

- 解体等工事が特定工事に該当する場合、発注者又は自主施工者は、作業を開始する日の14日前までに、工事場所の所在する区を管轄する公害対策担当へ特定粉じん排出等作業実施届出書を提出しなければなりません。
- 作業が2以上の区にまたがる場合は、いずれかの区を管轄する公害対策担当へ届出をしてください。
- 特定建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業がすべて対象となります。

番号	特定建築材料	特定建築材料の具体例
1	吹付け石綿	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） ③石綿含有ひる石吹付け材 ④石綿含有パーライト吹付け材
2	石綿を含有する断熱材（吹付け石綿を除く）	①屋根用折版裏断熱材 ②煙突用断熱材
3	石綿を含有する保温材（吹付け石綿を除く）	①石綿保温材 ②石綿含有けいそう土保温材 ③石綿含有パーライト保温材 ④石綿含有けい酸カルシウム保温材 ⑤石綿含有ひる石保温材 ⑥石綿含有水練り保温材
4	石綿を含有する耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）	①石綿含有耐火被覆板 ②石綿含有けい酸カルシウム板第二種 ③石綿含有耐火被覆塗り材

※アスベスト（6種類）はクリソタイト（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトです。

建設・解体工事を施工される皆様へ



建設・解体工事においては、工事に伴う騒音、振動、粉じん等により、周辺住民の方々にご迷惑をかけることがあります。

建設・解体工事を施工される皆様におかれましては、法律・条例等を遵守するとともに、**以下の点に十分に配慮していただきますようお願いいたします。**

【特に配慮が必要な事項】

★工事が特定建設作業に該当する場合は、作業を開始する中7日前までに、担当区を所管する公害対策担当へ届出書を提出してください。

★工事現場の周辺住民の方々に対して、あらかじめ工事の概要、工事期間、作業時間、騒音・振動対策等について説明するよう努めてください。

★作業中は騒音・振動・粉じんを抑え、周辺住民からの苦情・要望等には迅速かつ誠実な対応に努めてください。

※その他の注意事項

○工事計画の策定にあたっては、現場周辺の状況等を調査のうえ、できる限り低騒音・低振動の工法及び建設機械を採用するとともに、騒音・振動対策や散水による粉じん対策などを行うよう努めてください。

○下請業者を使用して施工する場合には、その作業内容を十分に把握し、騒音・振動対策等について指導するよう努めてください。

○機材や土砂石の運搬等のために大型車を運行する場合には、生活環境への影響が少なくなるよう通行経路、通行時間を十分検討するよう努めてください。

○工事現場以外に資材・残土置き場を設け建設機械を使用する際は、その敷地境界において、用途地域に応じて環境保全条例で定める騒音の基準が適用されます。そのため、周辺の環境について配慮して作業を行うよう努めてください。

○地下水のゆう出を伴う掘削工事においては、届出が必要となる場合があります。

【届出・ご相談・お問い合わせ先】

部署名	担当区	問い合わせ先
北西部公害対策担当（西区役所 2 階）	東・北・西・中村・中	052-523-4613
南西部公害対策担当（港保健所 3 階）	熱田・中川・港	052-651-6493
南東部公害対策担当（南区役所 2 階）	瑞穂・南・緑・天白	052-823-9422
北東部公害対策担当（名東区役所 1 階）	千種・昭和・守山・名東	052-778-3108

環境局大気環境対策課（052-972-2674）

解体・改修工事の元請け業者の皆様へ



【解体・改修工事を始める前に...】大気汚染防止法に基づく義務があります。

- ★ アスベストの使用の有無を調査（事前調査）しなければなりません。（**原則、全ての解体・改修工事が対象です**※）
- ★ 工事の発注者に対して、アスベストの有無に関わらず、調査結果等を書面で説明しなければなりません。
 - ◆説明項目 ①調査を終了した日 ②調査の方法 ③調査の結果
- ★ 調査結果等を、工事場所において**公衆の見やすい場所**に掲示しなければなりません。

※「平成18年9月1日以降に設置工事に着手した建築物等」及び「建築物のうち、平成18年9月1日以降に改造又は補修工事に着手した部分」を解体し、改造し、又は補修するものを除きます。

掲示例

レベル1、2(石綿届出対象)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

労働安全衛生法第88条第4項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出
 石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出
 大気汚染防止法第18条の15第1項の規定による作業実施の届出
 を行っております。
 石綿障害予防規則第3条第3項及び大気汚染防止法第18条の17第4項及び同法施行規則第16条の4第1号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせいたします。

事業場の名称	届出先及び届出年月日 平成 年 月 日	発注者等(大気汚染防止法による届出者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
	調査終了年月日 平成 年 月 日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
	調査方法の概要(調査箇所)	解体等工事期間:平成 年 月 日～平成 年 月 日
	調査結果の概要(部分と特定建築材の種類)	調査方法の概要(調査箇所)
	特定粉じん排出等作業の方法	調査結果(部分と石綿含有建材の種類)
		石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)
		特定工事に該当しますが、その他石綿の使用状況は以下の通りです。 (石綿含有建材の種類等)
		その他必要な事項

レベル3(届出不要)及び石綿未使用

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づき調査結果をお知らせします。

事業場の名称	調査終了年月日 平成 年 月 日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
	看板表示日 平成 年 月 日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
	解体等工事期間:平成 年 月 日～平成 年 月 日	調査方法の概要(調査箇所)
	調査結果(部分と石綿含有建材の種類)	調査結果(部分と石綿含有建材の種類)
	石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)	石綿作業主任者に選任しています。
	特定工事に該当しますが、その他石綿の使用状況は以下の通りです。 (石綿含有建材の種類等)	調査者(分析等の実施者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
		その他必要な事項

(石綿粉じんの飛散防止対策の内容)

一般社団法人 日本建設業連合会 HP より引用

【アスベストが使用されていた場合...】

- ★ 特定建築材料（吹付け材：レベル1、保温材や断熱材：レベル2）については、除去等を実施する前に特定粉じん排出等作業実施届出が必要となります。作業を開始する中14日前までに、下記の公害対策担当へ届出書を提出するよう発注者に確認してください。

○関連する届出等の問い合わせ先一覧

届出等の内容	問い合わせ先	
特定粉じん排出等作業実施届出	環境局地域環境対策部大気環境対策課	052-972-2674
東・北・西・中村・中	北西部公害対策担当（西区役所2階）	052-523-4613
熱田・中川・港	南西部公害対策担当（港保健所3階）	052-651-6493
瑞穂・南・緑・天白	南東部公害対策担当（南区役所2階）	052-823-9422
千種・昭和・守山・名東	北東部公害対策担当（名東区役所1階）	052-778-3108
名古屋市産業廃棄物条例に基づく報告	環境局事業部廃棄物指導課	052-972-2392
建設リサイクル法に基づく届出	住宅都市局建築指導部建築指導課	052-972-2924
労働安全衛生法に基づく届出	愛知労働局労働基準部健康課	052-972-0256
千種・昭和・瑞穂・熱田・緑・名東・天白	名古屋東労働基準監督署	052-800-0792
西・中村	名古屋西労働基準監督署	052-481-9533
中川・港・南	名古屋南労働基準監督署	052-651-9207
東・北・中・守山	名古屋北労働基準監督署	052-961-8653

特定建設作業実施届出に際しての留意事項

【手引き 1 ページ】

特定建設作業の届出

- (3) 特定建設作業がその作業を開始した日に完了するものは、届出の必要はありません。

<留意事項>

- ・作業期間は建設工事において実施される作業の種類ごとに判断し、作業を開始したその日に終わるものについては届出不要ですが、間隔が開いていても2日以上使用するものは届出が必要です。

【手引き 2 ページ】

条例騒音 9

- ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・スクレイパ・トラクターショベルを用いる作業
- 上記以外でこれらに類する機械（原動機として最高出力 74.6kW 以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業

<留意事項>

- ・ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・スクレイパ・トラクターショベルを用いる作業については、原動機の出力、種類等に関係なく、すべてが規制の対象です。（74.6kW 未満であっても届出が必要です。）
- ・これらに類する機械には、例えば、バックホウのアタッチメントを付け替え、木ばさみ（フォーク）、クラムシエル、グラップル等を装着したもの、モーターグレイダー、ドラグライン等が該当します。この場合、原動機として最高出力 74.6kW 以上のディーゼルエンジンを使用するものについては届出が必要です。
- ・クレーンを使用した鉄骨の組み付け作業等は、特定建設作業には該当しません。

名古屋市環境局地域環境対策部

大気環境対策課

電話 052-972-2674

F A X 052-972-4155